

◎議案第 29 号 白老町職員定数条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 20、議案第 29 号 白老町職員定数条例の一部を改正する
条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 議 29-1 をお開きください。議案第 29 号 白老町職員定数条
例の一部を改正する条例の制定について。

白老町職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部
を改正する法律」の施行に伴い、同法を引用している条項の整備が必要であることから、所
要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

白老町職員定数条例新旧対照表

改正前	改正後
(目的) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 67 号）第 138 条第 6 項、 第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及 び第 200 条第 6 項、地方教育行政の組 織及び運営に関する法律（昭和 31 年法 律第 162 号） <u>第 21 条</u> 及び第 31 条第 3 項、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 20 条第 2 項並 びに消防組織法（昭和 22 年法律第 22 6 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、 議会、町長、選挙管理委員会、監査委員、 教育委員会及び教育委員会の所管に属す る教育機関、消防本部及び消防署、地方 公営企業に勤務する一般職の職員（臨時 又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の 定数に関し必要な事項を定めることを目	(目的) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 67 号）第 138 条第 6 項、 第 172 条第 3 項、第 191 条第 2 項及 び第 200 条第 6 項、地方教育行政の組 織及び運営に関する法律（昭和 31 年法 律第 162 号） <u>第 19 条</u> 及び第 31 条第 3 項、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 20 条第 2 項並 びに消防組織法（昭和 22 年法律第 22 6 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、 議会、町長、選挙管理委員会、監査委員、 教育委員会及び教育委員会の所管に属す る教育機関、消防本部及び消防署、地方 公営企業に勤務する一般職の職員（臨時 又は非常勤の職員を除く。以下同じ。）の 定数に関し必要な事項を定めることを目

的とする。 以下 略	的とする。 以下 略
-------------------	-------------------

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 29 号 白老町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 29 号は原案のとおり可決されました。